

厚生労働省告示第200号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第20項から第22項までの規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等を次のように定め、平成19年6月1日から適用する。

平成19年5月31日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第20項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次ぎに掲げるものとする。

- 1 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）34F2株
- 2 バシラス属アントラシス（別名炭疽菌）Davis株
- 3 フランシセラ属ツラレンシス（別名野兎病菌）亜種ツラレンシスB38株（ATCC6223）
- 4 フランシセラ属ツラレンシス（別名野兎病菌）亜種ホルアークティカLVS株
- 5 ボツリヌス毒素（A型ボツリヌス毒素を含有する製剤500単位以下のもの又はB型ボツリヌス毒素を含有する製剤10000単位以下のものに限る。）
- 6 ボツリヌス毒素（0.1mg以下のものに限る。）

第2 法第6条第21項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）HEP株
- 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）RC・HL株

第3 法第6条第22項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-1/2004(H5N1)
- 2 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)
- 3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Viet Nam/1194/2004(H5N1)(NIBRG-14)
- 4 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A/Indonesia/05/2005(H5N1)(Indo05/PR8-RG2)
- 5 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N7であるものに限る。）A/duck/Hokkaido/Vac-2/2004(H7N7)

- 6 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N7であるものに限る。）A/equine/Newmarket/1/77(H7N7)
- 7 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株Ⅰ型（LSc, 2ab株）
- 8 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株Ⅱ型（P712, Ch, 2ab株）
- 9 エンテロウイルス属ポリオウイルス弱毒ポリオウイルスセービン株Ⅲ型（Leon, 12a1b株）
- 10 フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名黄熱ウイルス）17D-204株
  
- 11 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）at株
- 12 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）m株
- 13 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）ML-17株
- 14 フラビウイルス属ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名日本脳炎ウイルス）S株
- 15 志賀毒素（0.5mg 以下のものに限る。）